

入 札 公 告

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和7年7月1日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
録音・録画装置（小型可搬型） 一式
- (2) 調達物品の仕様等
仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和7年12月26日（金）
- (4) 納入場所
仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有していること。
- (3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (4) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものに該当しないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒010-0951 秋田市山王四丁目1番5号
秋田県警察本部会計課調度係（☎018-863-1111）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
令和7年7月1日（火）から同月11日（金）午後4時まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間に問合せのあった者に交付する。交付に係る問合せ時間は午前9時から午後4時までの間とする。

4 入札執行の日時及び場所

令和7年8月7日（木）午前10時20分
秋田県警察本部3階 会計課

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）第160条から第

163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

規則第166条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。